新宿区環境法令ハンドブック (第2版)

平成 30 年 9 月修正

はじめに

1 環境法令の遵守について

区の事務事業の中には、エネルギーの使用、廃棄物の処理、排水・排気、騒音、化学物質の使用や保管など環境負荷を及ぼすものがあり、それらの中には環境関連の法律や条例などによって、具体的な順守義務が課されているものがあります。これらは、環境保全や環境汚染防止を目的としたものであり、適切に遵守をしていかなければなりません。

本書は、各課・各施設において、該当有無の確認や、実際の遵守活動の際に参照することを目的として作成しており、区が遵守すべき環境法令のうち、緊急時に人体や周囲の環境、地球環境に影響を及ぼすリスクが特に高いと考えられるものや、多くの施設に該当すると考えられるものについて、環境法令への該当条件や具体的な遵守事項について分かりやすくまとめたものです。なお、本書に掲載されていない環境法令の適用を受ける場合がありますので、各課・各施設でも情報収集に努め、遵守漏れのないようお願いします。

2 危機管理について

新宿区環境マネジメントの重点項目に該当する環境法令に該当する施設、その他化学物質を取り扱う施設等は、地震や火災の他、事故や人為ミス等により、人体へのばく露による健康被害や環境中への漏えいなどによる環境汚染を引き起こす可能性があります。そのため、日ごろからの飛散・漏えい防止対策を徹底するとともに、飛散・漏えい時には被害を最小限に抑えるための対応を適切かつ速やかに行うことが非常に重要となります。

危機管理を徹底させるためには、考えうる緊急事態を想定した上で、応急処置の手順及び連絡体制等を記載 した対応手順書を作成するとともに、手順について定期的に訓練を行い実際の緊急事態に速やかに対応できる ようにしておくことが重要です。また、訓練により対応手順書に問題が発見された場合は更新する等、常に実 際に役に立つものとしておくことが大切です。

(参考)

- 「PCB の飛散等による事故が発生したときの措置について」(東京都環境局ホームページ)
 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/pcb/proper_storage/measure_accident.html
- •「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省ホームページ) http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html
- 「毒物・劇物の取扱い、保管・管理の手引き」(東京都福祉保健局ホームページ)
 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/jyaku/sonota/d_g/mizenni/tebiki.html
- 「毒物劇物による事故の際の措置」(東京都福祉保健局ホームページ) http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/d_g/mizenni/jiko.html
- 「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」(東京都環境局ホームページ)
 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/earthquake.files/kankyo1895.p
 df

目次

区分	項目名	設備等	環境法令	ページ番号	該当機器の 有無	
	PCB廃棄物及び PCB使用機器の 管理	PCB含有コンデンサ、ト ランス、蛍光灯安定器等	PCB特別措置法 廃棄物処理法	1	毎年度当初、	
新宿区環 境マネジ メントの	吹き付けアスベス トの管理	吹き付けアスベスト使用 建材	吹付けアスベスト等 に関する室内環境 維持管理指導指針	6	該当機器の有無を確認し、「環境法	
重点項目に該当す	業務用フロン使用	業務用エアコン	フロン排出抑制法	10	令重点項目	
る環境法	機器の管理	業務用冷凍冷蔵機器	フロン排出抑制法	10	ク表」に記入	
令	毒物・劇物の管理	薬品	毒物及び劇物取締法	14	してくださ い。	
	危険物・少量危険物 の管理	燃料保管庫 (重油・軽油・ガソリン等)	消防法 東京都火災予防条例	17		
	廃棄物の処理	産業廃棄物 (廃プラ・金属くず・ガラ ス屑・汚泥・注射針等)	廃棄物処理法 東京都廃棄物条例	21	□有 □無	
	ばい煙等の 発生抑制	冷温水発生機	大気汚染防止法 東京都環境確保条例	30	口有 口無	
	騒音の管理	冷却塔	騒音規制法	36	□有 □無	
その他の		空調機(AHU)	騒音規制法		□有 □無	
環境法令		送風機	騒音規制法		□有 □無	
(一例)	家電の処分	エアコン	家電リサイクル法	- 41	□有 □無	
		テレビ	家電リサイクル法		□有 □無	
		冷蔵庫・冷凍庫	家電リサイクル法		□有 □無	
		洗濯機•乾燥機	家電リサイクル法		□有 □無	
	排水の適正処理	下水道	下水道法	45	□有 □無	
	自動車・駐車場の管 理	自動車・駐車場	自動車リサイクル法 東京都環境確保条例	51	□有 □無	
	省エネルギーの推 進	照明、空調	省工ネ法	55	□有 □無	
省エネ運	照明設備の管理	照明設備	_	58	□有 □無	
転マニュ	空調設備の管理	空調設備	_	61	□有 □無	
アル	省エネ運転マニュ	(様式)照明設備省エネ法管理マニュアル	_		該当設備につ	
	アル様式集	<u> 理マニュアル</u> (様式)空調設備省エネ運転 マニュアル	_	65	いて作成して ください。	

<該当機器の有無確認日>

		月	確認者名
	Ŧ	月	確認者名
î	Ŧ	月	確認者名

1. 新宿区環境マネジメントの重点項目に該当する環境法令

項目名

概要

PCB 廃棄物及び PCB 使用機器の管理

設備等

PCB 含有コンデンサ、 トランス、蛍光灯安定器等

PCB(ポリ塩化ビフェニル化合物)は様々な電気機器(トランス、コンデンサ、蛍光灯 安定器等)の絶縁油として広く使用されてきましたが、有害であることが判明したため、昭 和47年以降は製造・使用が禁止されています。

PCB を含有する絶縁油を使用した機器について、使用中のものは PCB 使用製品、廃棄 物となったものは PCB 廃棄物として、特別な管理をしなくてはなりません。

PCB の含有濃度により、以下のように分類されています。

- 高濃度 PCB…5,000mg/kg 超
- 低濃度 PCB…0.5mg/kg 超~5,000mg/kg 以下 (非意図的に PCB に汚染されてしまったものを含む)

安定器(例)

トランス(変圧器)(例)



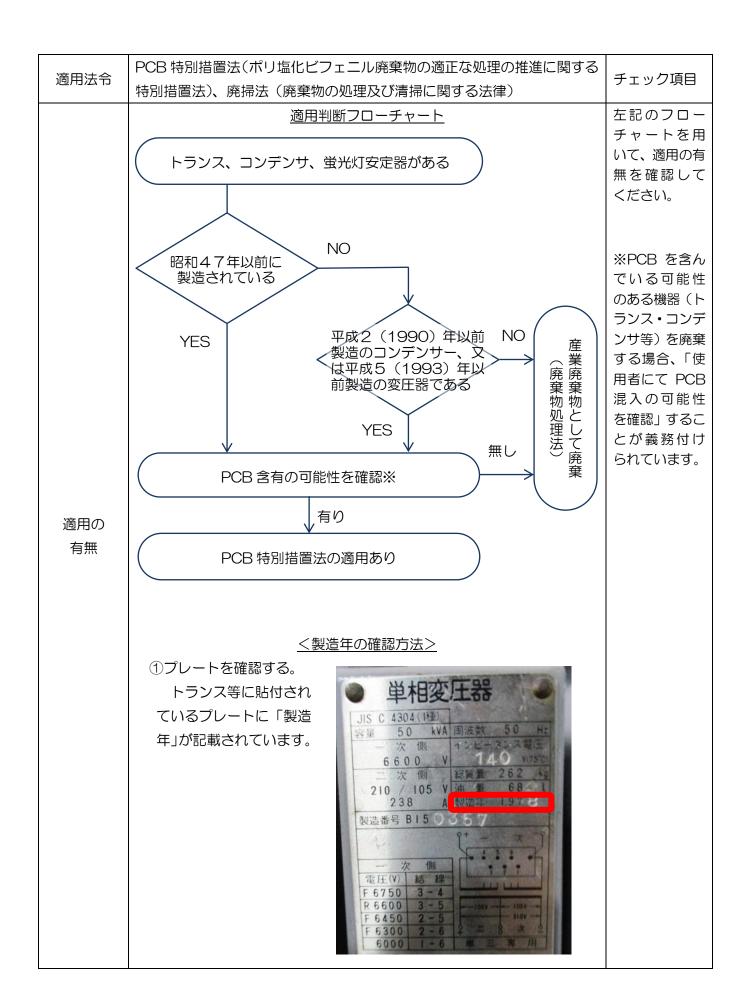






★ポイント★ .

絶縁油に PCB が含まれてい る場合は、人体に悪影響を及 ぼすため、「PCB 特別措置 法」および「廃棄物処理法」 の適用を受けます。



②メーカーに問い合わせる。

製造年が不明な場合は、メーカーに問い合わせをする。その際「型番」を伝えてください。

<PCB 含有の確認方法>

PCB 入り絶縁油が使用されているかどうかは、プレート内容等で判別でき、各メーカーにおいて混入の有無について情報提供しています。メーカーと型番の情報をもとに下記 URL から確認してください。

【変圧器・コンデンサ】一般社団法人 日本電機工業会

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/hanbetsu_taiou.htm

【安定器】一般社団法人 日本照明工業会

http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm

なお、PCB の含有が確認できない場合は、PCB 濃度を分析測定し、含有の有無を確認する必要があります。

1. 期間内の処分 [特措法第10条、14条、18条]

下表の期日までに、保管する PCB 廃棄物をの処分を委託してください。

No.	種類	期日(保管場所が関東以北の場合)
1	廃 PCB 等及び廃トランス(変	平成 34 年 3 月 31 日まで
	圧器)	
2	上記以外の高濃度 PCB 廃棄物	平成 35 年 3 月 31 日まで
3	低濃度 PCB 廃棄物	平成 39 年 3 月 31 日まで

2. 都知事への保管状況の報告 [特措法第8条、15条、19条]

遵守事項

毎年6月30日までに、前年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度PCB使用製品の使用状況及び廃棄見込みについて「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を都道府県知事に提出が必要です(都への報告については総務課が提出します)。

※高濃度 PCB 使用製品のうち、電気事業法に規定される電気工作物は、 同法での届出を行います。

3. 保管場所変更届の提出 [特措法第8条]

PCB 廃棄物は又は高濃度 PCB 使用製品の保管する事業場を変更した場合は、変更日から 10 日以内に、変更前及び変更後の各保管場所の都道府県知事に変更届を提出してください。

- ※高濃度 PCB 廃棄物については関東以北内(廃 PCB 及び廃トランス等については、さらに近畿地方を含む)での移動に限ります。
- ※高濃度 PCB 使用製品のうち、電気事業法に規定される電気工作物は、 同法での届出を行います。

4. 処分終了届/廃棄終了届[特措法第10条、15条、19条]

以下の場合、それぞれ 20 日以内に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書」を都道府県知事に提出してください。

- ① すべての高濃度 PCB 廃棄物の処分が完了した場合
- ② すべての低濃度 PCB 廃棄物の処分が完了した場合
- ③ すべての高濃度 PCB 使用製品の廃棄(使用をやめて廃棄物にすること) が終了した場合
- ※高濃度 PCB 使用製品のうち、電気事業法に規定される電気工作物は、 同法での届出を行います。

5. 有資格者の設置 [廃掃法第12条の2第8項]

PCB 廃棄物を保管する事業所は、次の資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

;	資格(学校区分)	課程	終了科目	要件(必要年数等)
-	<u> </u>	R木 1主	WE 1 14 D	女件(必女牛奴寺)
イ	環境衛生指導員	_	_	2年以上
П	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後2年以上の(※)実務経験
/\	大学	理学、薬学、工学、農学 または相当課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後3年以上の実務経験
=	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学 または相当課程	衛生工学、化学工学	卒業後4年以上の実務経験
木	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学 または相当課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後5年以上の実務経験
^	高校、中学	_	土木科、化学科または相当学科	卒業後6年以上の実務経験
۲	高校、中学	_	理学、工学、農学または相当科目	卒業後7年以上の実務経験
チ	上記以外の者	_	_	10年以上の実務経験

	6. 保管基準の遵守 [廃掃法第 12条の2第2項]	
	PCB 廃棄物を保管する場合は、以下の保管基準を遵守してください。	
	● 保管場所の見やすい箇所に掲示板が設けられていること。	
	※掲示板は縦横それぞれ 60cm 以上とし、以下の	
\	事項を表示したものであること。 特別行用成正規度的保管施設 特別行用成正規度的保管施設 特別行用成正規度的保管施設 特別行用成正規度的保管施設 特別行用の 特別行	
遵守事項	・特別管理産業廃棄物の保管場所であること。	
	保管する特別管理産業廃棄物の種類保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先	
	● 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。 (倉庫や保管庫など施錠できる場所での保管が望ましい)	
	│ │● 保管の場所から、PCB 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、	
	並びに悪臭が発散しないようにすること (ドラムなどの密閉容器で保管することが望ましい)	
	● 容器に入れ密封するなど、PCBの揮発を防止すること及び PCB 廃棄	
	物が高温にさらされないようにすること (ドラムなどの密閉容器で保管することが望ましい。・ボイラー室など高温 にさらされる場所は避けるべき)	
	● PCB 廃棄物の腐食を防止すること	
	(ドラムなどの密閉容器で保管することが望ましい)	
	PCB 廃棄物を指定期間内に処分しなかった場合	3年以下の懲役 または 1000 万円以下の罰 金
罰則	• PCB 廃棄物の保管及び処分の状況及び高濃度 PCB 使用製品の廃棄	6月以下の懲役
	見込みの届出をしなかった場合	または50万円以下の罰金
	• PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄終了の届出をしたかった場合	
	なかった場合 [PCB]	
	…ポリ塩化ビフェニル化合物の略称で、トランス(変圧器)やコンデンサ等	
	の電気工作物の絶縁油として使用されていたが、人体に有害であることが	
	判明したため、1972年に製造禁止となった。	
	[高濃度 PCB]	
関連用語	…PCB の濃度が 5,000mg/kg 超のものをいう。1972 年までに製造され	
	た電気工作物に高濃度の PCB が含まれている可能性がある。	
	[低濃度 PCB]	
	…PCB の濃度が 0.5mg/kg 超~5,000mg/kg 以下のものをいう。1989	
	年までに製造された電気工作物には微量の PCB が含まれている可能性がある。	
ĺ	15.00.00。	

項目名

吹付けアスベストの管理

設備等

吹付けアスベスト使用建材

アスベストは、以前、建築工事において、保温断熱の目的で吹き付け作業が行われていましたが、昭和 50 年に原則禁止されました。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

アスベストは、その繊維が極めて細く、大気中に飛散した物質を吸引することにより、肺線維症(じん肺)、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています。

設備概要

建材に吹付けアスベスト等が使用されている場合、損傷や劣化により飛散する恐れがありますので、劣化状況の確認及び飛散防止対策を行うことが必要です。

吹付けアスベスト(例)





建材にアスベストが含まれている場合、 飛散すると人体に悪影響を及ぼす恐れ があるため、「吹付けアスベスト等に関 する室内環境維持管理指導指針」に基 づき適切に管理することが必要です。

※吹付けアスベストはスプレーガンで吹き付けていますので、表面は平滑でなく、綿のよう に凹凸があります。厚みは 2~5cm 程度、色は灰・青・白・茶または黄金色です。

		ш с <i>у</i> 。
適用法令	吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針	チェック項目
適用の 有無	適用判断フローチャート 天井や壁などに吹付け材がある Pスベストを NO 0.1%以上含有 している※ YES 指針の適用あり 適用なし ※設計図書(建築時の施工図や材料表等)や施工業者からの聞き取り等で 吹付けアスベストかどうかを確認し、判断ができない場合は、専門的な 分析機関・業者等によるアスベスト含有率の分析調査を行ってください。	左記のフレー チャマ、確認の ト 適認の ト 適認の ト のの に 場でさい。 ありの 「 道んで うい。 か 項」に 進んで ださい。

1.対応方法の判定 [指針第4項(2)]

アスベスト含有吹付け材について、表面の状態及び施工場所の使用状況 を調査し、「吹付け材に対する措置等の判定表」に従いその後の対応方法を 判定します。

吹付け材に対する措置等の判定表

アスベスト	飛散のおそれが	飛散のおそれが	安定※3
部屋等の等の状態	大きい※1	小さい※2	
使用頻度			
使用頻度が高い※4	Α	В	С
使用頻度が低い※5	В	С	D

A: 直ちに、除去等の措置を行う。

B:早い時期に、除去等の措置を行う。

C: 損傷部について直ちに補修を行い、点検・記録後、必要に応じ除去等の措置を行う。

D: 点検・記録による管理をする。

※1:「飛散のおそれが大きい」とは、以下の場合をいう

遵守事項

(1) 吹付け表面全体に毛羽立ちがある

(2) 繊維のくずれがある

(3) 繊維の垂れ下がりがある

(4) 吹付け面全体に損傷・欠損がある

(5) 床面に破片が頻繁に見られる

(6) 吹付け材が下地と遊離している

※2:「飛散のおそれが小さい」とは、以下の場合をいう

(1) 損傷・欠損は局部的で損傷部等の周辺の吹付け材は下地にしっかり固着している

(2) 損傷部があってもその環境条件では損傷部の拡大が見られない

※3:「安定」とは、以下の場合をいう

(1) 吹付け面にひっかき傷やかすり傷等の物理的損傷がない

(2) 下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない

(3) 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない

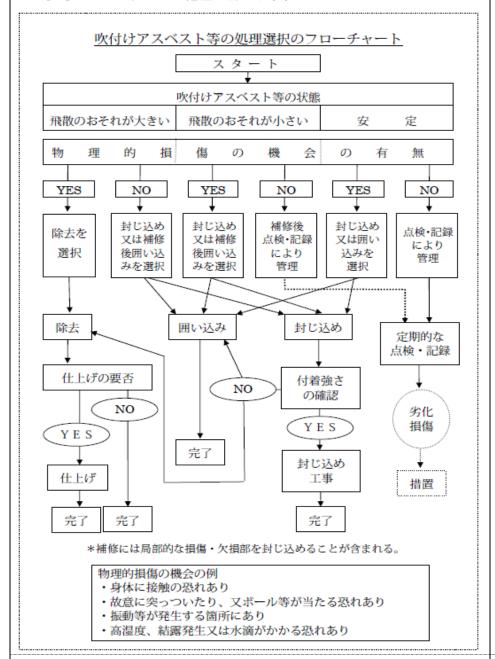
(4) 下地と吹付け層との間が遊離し、浮いた状態でない

※4:「使用頻度が高い」とは、事務室、教室、店舗、図書室、会議室、廊下、湯沸場等 人の出入りが多く常時使用する場所をいう。

※5:「使用頻度が低い」とは、倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等の、人の出入りがほとんどない場所をいう。ただし、その場所に常駐者がいる場合は、4に含まれるものとする。

2.工法の判定 [指針第4項(3)]

1. の判定の結果を基に、措置を行うに当たっては、以下のフローチャートを参考に工法を決定して措置を行います。



3. 測定又は定期点検、記録等の保存 [指針第4項(3)(4)]

- 2. の判定結果に基づき、以下のとおり測定又は点検及び記録等を記録してください。
 - ①点検・記録による管理を選択した場合 吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を以下の頻度で点検 し、記録します。
 - 利用頻度の高い場所…概ね月1回
 - それ以外の場所…6か月に1回

	②封じ込め又は囲い込みを選択した場合 施工後概ね年1回、施工場所を点検し、記録します。 ①②いずれも、点検の結果、破損や飛散のおそれがあることを確認した 場合は必要な措置を講じてください。	
	③除去を選択した場合 除去工事終了後にアスベスト繊維数濃度を測定・記録し、飛散のないことを確認します。また、施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存します。 ※除去等の工事に際しては大気汚染防止法等に基づく届け出が必要となります。	
罰則	なし	

項日名

業務用フロン使用機器の管理

設備等

業務用エアコン 業務用冷凍冷蔵機器

エアコンや冷凍冷蔵機器は、業務用として製造されたものと家庭用として製造されたもので適用を受ける法律がそれぞれ異なります。冷媒ガスにフロン類が使用されている業務用エアコンや業務用冷凍冷蔵機器は「フロン排出抑制法」、家庭用は「家電リサイクル法」の適用を受けます。

業務用エアコン(例)



★ポイント★ _

冷媒ガスにフロン類が使用されている業務用エアコンや業務用冷凍冷蔵機器は「フロン排出抑制法」、家庭用エアコンや家庭用冷凍冷蔵機器は「家庭用冷凍冷蔵機器は「家産りサイクル法」の適用を受けます。

概要

適用の

有無

業務用冷蔵庫(例)



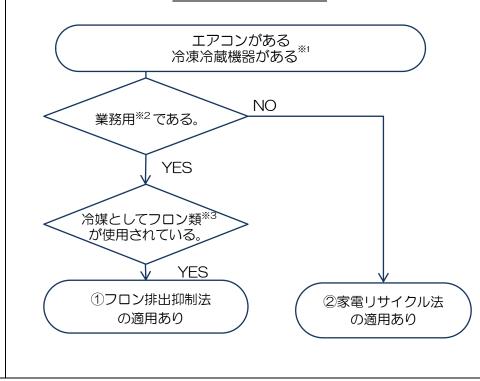
家庭用冷凍庫(例)



冷水器 (例)



適用判断フローチャート



左記のフローチャートを用いて、適用の有無 を確認してください。

- □ フロン排出 抑制法の適 用あり
- 家電リサイ クル法の適 用あり

%1:

エアコン	パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍
	機、チラー、スクリュー冷凍機、ガスヒートポ
	ンプエアコン、スポットエアコン 等
冷凍冷蔵機器	自動販売機、業務用冷蔵庫・冷凍庫、冷水機等

【注!】見落とし易い対象機器

- 自動販売機、冷水機
- ・試験や研究に用いられる恒温槽などの装置 等

※2:業務用とは、専ら業務用として製造・販売されているものをいいます。 家庭用機器を業務用として使用している場合はこれに該当しません。 業務用か家庭用か不明の場合は、メーカーにお問い合わせください。

※3:フロン類とは、エアコンや冷凍冷蔵機器等の冷媒をはじめ断熱材等の 発砲用途や半導体の洗浄等、様々な用途に使用されている物質です。 オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響があるため、 フロン排出抑制法等により回収が義務付けられています。フロン排出 抑制法の対象となるフロン類は以下のとおりです。

- ① クロロフルオロカーボン(CFC: R11、R12、R502等)
- ② ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC: R22、R123等)
- ③ ハイドロフルオロカーボン(HFC: R134a、R404A、R407C、 R410A等)

冷媒フロン類の使用の有無の把握方法は、以下のとおりです。

<冷媒の確認方法>

① プレートを確認する。

エアコンの室外機等に貼付されているプレートに「冷媒」が記載されているケースがあります。

左記の方法で冷 媒の種類を確認 してください。





- ② 取扱説明書を確認する。 取扱説明書に「冷媒」が記載されています。
- ③ メーカーに問い合わせる。
 - ①②で分からない場合は、メーカーに問い合わせてください。

適用法令

フロン排出抑制法

1. 管理者の判断基準の遵守 [法第 16 条]

(1)機器の適切な設置、適正な使用環境の維持、確保

フロン類の漏えいを防止するため、機器を設置する際には、震動源の近くに機器を設置せず、また点検・修理を行うために必要なスペースを確保して下さい。機器使用中は定期的に清掃するなど、周辺環境の整備を行ってください。

(2) 機器の定期的な点検の実施

フロン類の漏えいを早期に発見するため、以下の点検を実施する必要があります。

機器の種類	点検内容	実施頻度	実施者
全ての業務用エアコン・業務用冷凍冷蔵機器	簡易点検	3か月に1回以上	管理者自ら実施
定格出力 50kW 以上の	①簡易点検	①3か月に1回以上	①管理者自ら実施
業務用エアコン	②定期点検	②1 年に 1 回以上	②専門業者に委託
定格出力 7.5~50kW	①簡易点検	①3か月に1回以上	①管理者自ら実施
の業務用エアコン	②定期点検	②3 年に 1 回以上	②専門業者に委託
定格出力 7.5kW 以上の	①簡易点検	①3か月に1回以上	①管理者自ら実施
業務用冷凍冷蔵機器	②定期点検	②1 年に 1 回以上	②専門業者に委託

【簡易点検の詳細】 ((一財) 日本冷媒・環境保全機構 HP)

• 簡易点検の手引き (http://www.jreco.or.jp/data/guidance28_4.pdf)

遵守事項

(3) フロン漏えい時の対処

フロンの漏えいを発見した場合は、速やかに漏えい箇所の特定及び修理を 実施してください。 ※修理をせずにフロンを充填することは禁止

(4) 機器の整備の記録・保存

機器ごとに「点検・整備記録簿」を作成し、機器の点検・修理等の履歴を記録・保存してください(フロン類の充填・回収を行った場合は、充填・回収した日付、第一種フロン類充填・回収業者の氏名、フロン類の種類及び量について記録します)。「点検・整備記録簿」は、機器を廃棄するまで保存しなければなりません。

2. フロンの漏えい量の報告 [法第 19 条]

フロンの漏えい量を算定し、区長部局と教育委員会の各々の所管施設の合計が年間 1,000t-CO2以上となった場合、事業所管大臣への報告が必要です。

区長部局の施設については環境対策課、教育委員会所管の施設については 教育調整課にて集計を行います。第一種特定製品を所管する各課・各施設は、 環境対策課または教育調整課の依頼に基づき、漏えい量を報告してください。

3. フロン回収業者への引き渡し [法第 41 条]

機器を廃棄する際は、冷媒に使用されているフロン類をフロン回収業者に引き渡す必要があります。

	4. フロン類回収の書面管理 [法第 43 条、45 条]	
	・フロン回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は「回収依頼書」、設備業者等にフロン類の引き渡しを委託する場合は、その委託業者に「委託確認書」を交付し、写しを保存してください(保存期間は3年間)。	
	・フロン類回収業者から「引取証明書」を受け取り、保存してください。 (保存期間は3年間)	
	なお、回収依頼書又は委託確認書の交付から 30 日以内(建築解体の場合は 90 日)に引取証明書の交付又は引取証明書の写しの送付を受けないとき、又は必要事項が記載されていないとき若しくは虚偽の記載のある引取証明書を受けたときは、その旨を知事に報告する必要があります。	
	フロン類をみだりに大気中に放出した場合	1 年以下の懲 役又は 50 万 円以下の罰金
罰則	管理者の判断基準違反 行程管理票交付違反	50 万円以下の 罰金
	算定漏えい量の未報告、虚偽報告	10 万円以下の 過料
関連用語	[フロン] …エアコンや冷凍冷蔵機器等の冷媒をはじめ断熱材等の発砲用途や半導体の洗浄等、様々な用途に使用されている物質。オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響があるため、フロン排出抑制法等により回収が義務付けられている。	

項目名

毒物・劇物の管理

設備等

薬品

農薬や試薬等に使用される化学物質のうち、毒物及び劇物取締法において毒物または劇物として指定される物質があります。毒物・劇物は毒性が強く、少量でも身体を著しく害する性質を持っており、製造、販売だけではなく、保管、運搬、廃棄についても法令による規制を受け、盗難や流出などによる被害が起きないよう十分注意して取扱う必要があります。

設備概要





★ポイント

毒劇物等の薬品の保管状況に不備があると、「転倒」や「漏洩」による事故、盗難・紛失の原因につながり、保健衛生上の見地からも取り締まる必要があるため、「毒劇物取締法」の適用を受けます!

適用法令 毒物及び劇物取締法 チェック項目 適用判断フローチャート 左記のフロー チャートを用 薬品がある いて、適用の有 無を確認して ください。 NO 毒物・劇物がある □ 適用あり YES □ 適用なし 適用の ありの場合は 法律の適用あり 適用なし 有無 次項の「遵守事 項」に進んでく ださい。 〈毒劇物等の判定方法〉 ①表面のラベルを確認します。毒劇物等に該当する場合、「毒物」は、赤地 に白色文字、「劇物」は白地に赤色文字の記載があります。

②ラベルが剥がれている、腐食などによって、容器に入っている物質が不明の場合は、下記のサイトにて、毒物、劇物に該当するかどうか確認してください。化学物質が特定できない場合は、専門の事業者に廃棄処理を依頼してください。

参考) 毒物および劇物データベース

国立医薬品食品衛生研究所安全性評価部

URL:http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki_kennsaku.html

毒物・劇物の種類

区分	化合物
毒物	黄リン、シアン化カリウム、水銀、砒素
[法第2条別表第1]	など
劇物	塩酸、アンモニア水、過酸化水素水、水酸化ナトリ
[法第2条別表第2]	ウム、メタノール、硫酸、ヨウ素、塩化バリウム、
	硫酸銅、塩化銅、酢酸鉛、硝酸銀、硝酸、水酸化力
	リウム、ナトリウム、ホルマリン など

1. 保管場所及び容器への「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示 [法第12条1~3]

医薬用外毒物

医薬用外劇物

「毒物」は、赤地に白色文字、「劇物」は白地に赤色文字となっています。

2. 盗難・紛失の防止措置 [法第 11 条]

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じる必要があります。

遵守事項

3. 盗難・紛失時の警察署への届出 [法第 16 条2]

毒物劇物等が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察 署に届け出なければなりません。

4. 運搬中又は施設外への漏洩・流出等の防止措置[法第11条2、3]

毒物劇物等が、建物の外に飛散し、漏れや流出、浸出、地下浸透を防ぐために必要な措置を講じなければなりません。また、これらの運搬時においても同様に必要な措置を講じなければなりません。

	5. 漏洩・流出等時の保健所、警察署又は消防署への届出 (多数の者に危害が及ぶ場合)[法第16条2] 毒物劇物等が、建物の外に飛散し、漏れや流出、浸出、地下に浸透し、 多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、保健 所、警察署又は消防署に届けてください。				
		の使用禁止 [法第 11 条4] 容器に、飲食物の容器を使用し	いないでください。		
		順守 [法第 15 条2] に関する基準に従って、廃棄し 毒劇物の廃棄方法(例 廃棄方法 専門の処理業者に処理を委託 廃液どうしを混合し、中和して多量の水で希釈して流す。	画劇物の例 過マンガン酸カリウム、硫 酸銅、水銀 など	廃棄の方法に 関する基準 http://www. nihs.go.jp/m hlw/chemica l/doku/gaiyo u/kisei/zyou bun/kizyun/ haikikizyun/h tml	
罰則	引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物について、業務その他正当				
	な理由による場	合を除いて所持している場合		100 万円以下 の罰金	

項目名

危険物・少量危険物の管理

設備等

燃料保管庫(重油・軽油・ガソリン等)

空調設備や非常用発電機等の燃料として、重油、軽油、灯油等を保管しておく保管・貯蔵 設備の一種です。屋外や屋内に設置されています。

燃料タンク(例)

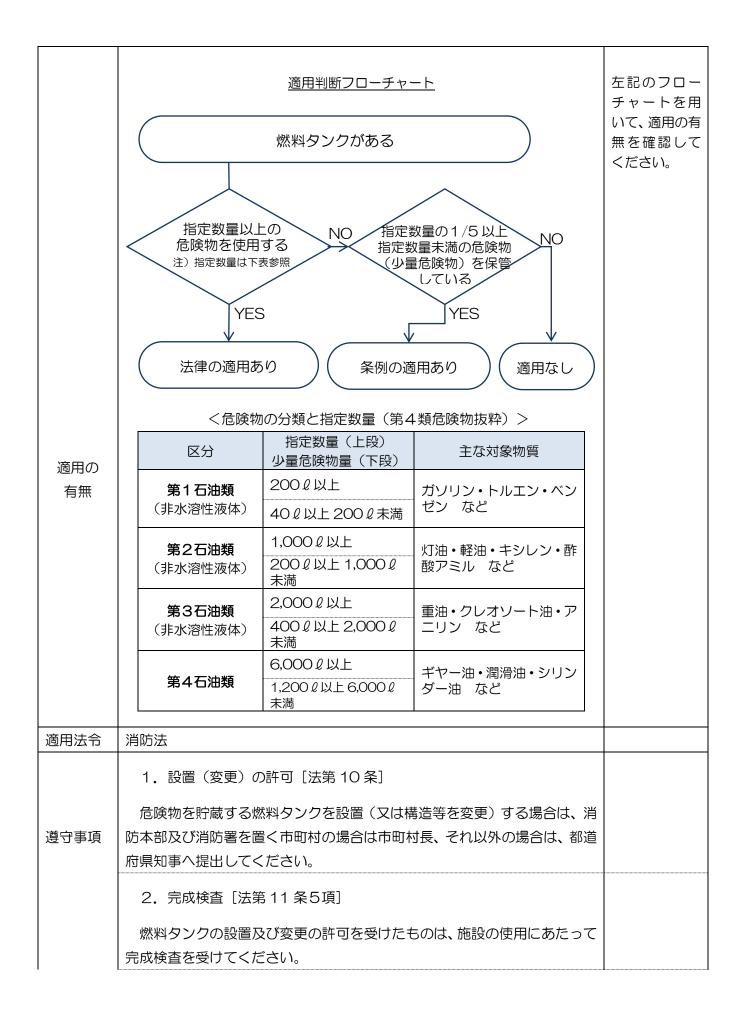


設備概要



★ポイント★

燃料(重油・灯油等)の保管状況に不備があると、タンクの「転倒」や燃料の「漏洩」により、 火災が発生する可能性があるため、「消防法」または「火災予防条例」の適用を受けます。



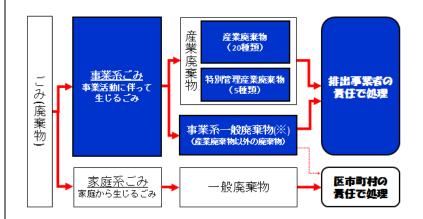
	3. 技術基準の遵守 [法第 12 条]	
	 【地下タンク貯蔵所の例(抜粋)】	
	- 見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し	
	必要な事項を掲示した掲示板を設けること。	
	一標識一 -掲示板- -掲示板-	
	他下夕ンク貯蔵所 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上 60cm 以上	
	← 30cm → ← 30cm → 以上 → 以上 →	
	地は白色、文字は黒色地は白色、文字は黒色地は赤色、文字は白色	
遵守事項	- 周囲には、危険物の漏れを検知するための漏えい検査管等を設ける。	
	・液体の危険物タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設ける。	
	・地下貯蔵タンクの外面は保護する。	
	4. 危険物保管監督者の届出 [法第 13条]	
	危険物取扱者(甲種又は乙種)で、6月以上危険物取扱いの実務経験を有する者を危険物保安監督者として定め、市町村長に届出してください。	
	5. 定期点検及び記録 [法第 14 条 3 の 2]	
	定期的に施設を点検し、その記録を作成し、これを保存してください。 (※施設区分により異なるが、地下タンク貯蔵所はすべてに適用)	
	火災の危険が伴う危険物を漏出又は飛散させた場合	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
	火災の危険が伴う危険物を漏出又は飛散させ、人を死傷させた場合	7年以下の懲 役又は500万 円以下の罰金
	指定数量以上危険物について貯蔵所以外の場所、又は製造所、貯蔵所及び	1年以下の懲 役又は100万
罰則	取扱所以外の場所でこれを取り扱った場合	円以下の罰金 6 月以下の懲
	危険物を貯蔵する施設の構造上の技術基準を違反した場合、構造及び設備 を変更した場合	役又は 50 万
	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急時に一時停止の命令及び処分に反した場合	円以下の罰金
	危険物保安監督者(危険物取扱責任者)を定めない場合	
	火災を予防するための予防規程に反した場合 立ち入り検査を拒否した場合	

	 危険物の運搬時の容器、積載方法及び運搬方法の基準に反した場合 	3 月以下の懲 役又は 30 万 円以下の罰金
	市町村条例で定める指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に違反した場合	30万円以下の罰金
適用法令	東京都火災予防条例	
	1. 設置の届出 [条例第 58 条第 1 項] 少量危険物を貯蔵する燃料タンクを設置する場合は、所管の消防署長に届出を提出してください。	
遵守事項	2. 完成検査 [条例第 58 条第 4 項] 燃料タンクの届出を行った場合は、位置、構造等について、所管の消防署長の検査を受けてください。	
	3. 技術基準の遵守[条例第 30 条、31 条] 【少量危険物貯蔵取扱所の例】 ・見やすい箇所に少量危険物貯蔵取扱所である旨を表示した標識及び防火に 関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。	
	- 標識 掲示板 掲示板 掲示板- - 掲示板-	
	→ 30cm → 以上 → 30cm → 以上 → 30cm → 以上 → 30cm → 以上 → 以上 → 以上 → 地は白色、文字は黒色 地は赤色、文字は白色 ・ 排水溝、さく等で境界を明示すること。(屋外の場合) ・ 床は危険物が浸透しない構造とし、ためます等を設けること。(屋内の場合) ・ タンク室以外で保管する場合、危険物が漏れた場合に、その流出を防止 オスをゆの有効な世界を講すること。(屋内の場合)	
	するための有効な措置を講ずること。(屋内の場合) ・ 屋外貯蔵タンクには、防油堤(タンク容量の 110%以上)を設置すること。	
罰則	市町村条例で定める指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に違反した場合	30万円以下の 罰金

2. その他の環境法令

		設備等
項目名	廃棄物の処理	産業廃棄物 (廃プラ・金 属くず・ガラス屑・汚泥・ 注射針等)

事業活動から発生したごみは全て、産業廃棄物または事業系一般廃棄物に分けられます。 種類ごとに分別をして、適正に処理しなければなりません。事業者が排出する資源・ごみは 自己処理が原則となり、区も事業者として適正な処理が求められます。



概要

- ※ 自己処理が困難な事業者で、排出量が少量の場合には、有料ごみ処理券をごみに貼付することで区収集の利用が可能。
- ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年環境省令第 10 号)が平成 29 年 6 月 9 日に公布され、平成 29 年 10 月 1 日以降、水銀廃棄物の適正処理について新たな対応(処理基準への対応、委託契約書・マニフェスト・帳簿での表示など)が必要。区有施設は一般の事業所と同様、施設ごとに処理業者に委託することが原則となる。

適用法令 廃掃法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) (1)産業廃棄物とは? 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などその他政令で定める廃棄物をいいます。普通の「産業廃棄物(表 1-1)」と、爆発性や感染性等の有害性を持つ「特別管理産業廃棄物(表 1-2)」があります。 適用の有無

【表	1-1】産業廃棄物の種	類(20 種類)と具体的な例
区分	種類	具体的な例
	(1)燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰など各種焼却かす
	(2)汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3)廃油	グリス (潤滑油)、大豆油など、鉱物性動植
		を問わず、すべての廃油
	(4)廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず べての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機 機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
あらゆる事業活動に伴うも	(6)廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、 状液状を問わず、すべての合成高分子系化: (合成ゴムを含む)
#業活動	(7)ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチ 類)
	(8)金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金 金属の研磨くず、切削くずなど
? ±	(9) ガラス・コンクリー	
$ \ \ \widetilde{o}$	ト・陶磁器<ず	ンクリート製品製造工程からのコンクリー ず等
	(10)鉱さい	鋳物廃砂、軽炉、高炉等の残さい(スラグ) ど
	(11)がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じた クリートの破片、レンガの破片など
	(12)ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または 廃棄物焼却施設の集じん施設によって集め たばいじん
	(13)紙<ず	建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品 業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工 ら発生する紙くず
業種等が限定されるもの	(14)木くず	①建設業、木材又は木製品製造業、パルブ業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生木くず、おがくず、バーク類など②貨物の流通のために使用したパレット※パレットを使用した物品を受け取ったは、受け取ったところの責任で処理する。
限定さ	(15)繊維くず	建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の 工業から発生する天然繊維くず
	(16)動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で した食鳥に係る固形状の不要物
プロリー もの	(17)動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業 料として使用した動物や植物に係る固形状 要物
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、 とりなどのふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、 とりなどの死体

左記を参照し、 産業廃棄物の 有無を確認し てください。

※(13)~(20)は、業種等が限定されるものであるため、区では(1) ~(12)が該当します。

(2) 特別管理産業廃棄物とは?

産業廃棄物のうち、<u>爆発性・毒性・感染性・その他、人の健康又は生活環</u> 境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいいます。

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することが義務付けられています。

【表 1-2】特別管理産業廃棄物の種類(5種類)と具体的な例

TEXT I THIS CHARLES THE CONTROL OF THE SOUND			
種類	具体的な例		
(1)廃油(引火性廃油)	揮発油類、灯油類、軽油類(燃焼しやすいもの: おおむね引火点 70℃以下)		
(2)廃酸(廃強酸)	pH2.0 以下の酸性廃液→廃硫酸、廃塩酸など		
(3)廃アルカリ(廃強アルカリ)	pH12.5 以上のアルカリ性廃液→廃苛性ソーダ 液など		
(4)感染性廃棄物※	医療機関等から排出される感染のおそれがある 産業廃棄物		
(5)特定有害産業廃棄物	廃PCB、PCB 汚染物、PCB 処理物、廃水銀等(試験研究機関から排出される)、指定下水汚泥、鉱さい、廃石綿等、特定の施設から排出される有害物質を含むもの(燃え殻、ばいじん、廃油、汚泥・廃酸又は廃アルカリ)		

左記を参照し、 特別産業廃棄 物の有無を確 認してくださ い。

※感染性廃棄物

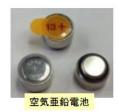
感染性廃棄物とは、①血液・血清・血漿及び体液、②手術等に伴って発生する病理廃棄物、③血液等が付着した鋭利なもの、④病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの、をいいます。なお、環境省が作成している「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」では、「注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、血液が付着していないもの又は消毒等により感染性を失わせたものであっても、感染性廃棄物と同等の取扱いとする」とされています。

(3) 水銀使用製品産業廃棄物とは?

水銀使用製品産業廃棄物は、水銀使用製品が廃棄物となったものです(判別できない一部の製品を除きます。)。

例:一部の電池、蛍光ランプ、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体 温計、水銀式血圧計等

左記を参照し、 水銀使用製品 廃棄物の有無 を確認してく ださい。









蛍光ランプ

水銀式血圧計

※規制の詳細は、環境省リーフレットをご覧ください。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2906_sets umei 01.pdf

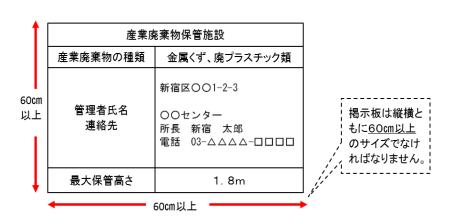
- ※水銀使用ランプの見分け方については、(一社)日本照明工業会のホームページが参考になります。http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm
- 1. 保管基準の遵守 [法第12条第2項]

(1) 保管場所の掲示

産業廃棄物の保管場所には以下の事項の記載をした「掲示板(60 cm×60 cm以上のもの)」を見やすい場所に設置する必要があります。

- 産業廃棄物の保管場所である旨
- 保管する産業廃棄物の種類
- 保管場所の管理者の氏名又は名称および連絡先
- 最大保管高さ(屋外で産業廃棄物を容器を使わずに保管する場合)

遵守事項



(2) 保管場所における措置

産業廃棄物の保管場所は、以下の処置を行う必要があります。

● 周囲に囲いが設けられていること (できるだけ屋内で保管する。難しい場合は、市販の物置庫等を活用する) ● 汚水が生ずるおそれがある場合は、公共用水域や地下水の汚染を防止すること

(保管場所の底面はコンクリート等の不浸透とする)

● 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合は、高さ制限、斜面制限を守ること

(壁を利用して産業廃棄物を保管する際に、壁が産業廃棄物の荷重に耐えられる場合は、壁の上端から 50cm 下げた高さまでとし、荷重に耐えられない場合は、壁に接しないように積むこと)

● その他、産業廃棄物が飛散·流出·地下浸透·悪臭発散しないような措置をすること

(産業廃棄物の飛散や雨水への対策として、シートやネット等を活用する)

● 保管場所にネズミの生息や、はえや蚊などの害虫が発生しないようにすること

(定期的な清掃、駆除剤の散布や蓋付き容器を使用することで、害虫等の発生を予防する)

● 石綿含有産業廃棄物(アスベスト)が含まれている場合は、他のもの と混合しないように仕切り等を設け、さらに、覆い等により、石綿含 有産業廃棄物の飛散防止措置を講じること

≪感染性廃棄物について≫

- 保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、他の廃棄物と 区分して保管すること。
- 感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物である旨及び取扱う際に注意すべき事項を表示すること。(容器には<u>バイオハザード</u>マークを付けることが望ましい)
- 水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合しないため仕切りの設置、 掲示板の「廃棄物の種類」欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨 の記載、破損・流出の防止(密閉容器に入れるなど)を行うこと

(参昭) 期間第8条第1号イ ロ

一		
産業廃棄物の保管場所		
保管する廃棄物の種類	ガラスくず、汚泥(水銀使用製品産業廃棄	
	物)	
積み上げ高さ	$\bigcirc\bigcirc$ m	
管理責任者		
連絡先	TEL×××-×××	
	・水銀使用製品産業廃棄物の保管場所につ	
	き関係者以外立ち入り禁止。	
注意事項	・許可なくして持ち出し禁止。	
	・容器等の破損を見つけた場合は上記へ連	
	絡して下さい。	
	- (0 DI I	
	— 60 cm 以上	
	保管する廃棄物の種類 積み上げ高さ 管理責任者 連絡先	

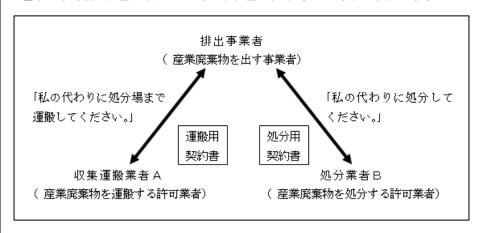
水銀廃棄物ガイドラインより引用

遵守事項

2. 委託基準の遵守 [法第12条第5項・7項]

(1) 委託契約書の締結

産業廃棄物の委託処理(運搬、処分)を行う場合は、運搬用と処分用で2 通りの委託契約書を作成して許可業者と契約する必要があります。



(2) 水銀使用製品産業廃棄物

委託契約書に水銀使用製品産業廃棄物が含まれている場合はその旨を記載してください。

なお、WDSの記入方法については、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン― WDS (Waste Data Sheet) ガイドライン ―」を参照してください。

2 医棄物の名称 3 廃棄物の 組成・成分情報 MSDSがある場合、CAS No (比率が高いと 思われる順に 記載) 口 分析表添付 (組成) 廃棄物の種類 口産業廃棄物 □水銀含有ばいじん等 □廃酸(有害) □廃アルカリ(有害) □はいじん(有害) □13号廃棄物(有害) □特別管理 産業廃棄物 特定有害廃棄物) テトラクロロエテレン) シプクロスタン ()) 四塩化炭素 () 1,2-ジプロロエテン ()) 1,1-ジプロロエテレン ()) シス-1,2-ジプロロエテレン ()) 1,1-ト・リクロロエタン () ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ □ 分析表添付 (廃棄物処理法 PRTR対象物質 PCB ()1,1,2-ト/ウィロロエタン () 届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 全然教養、かれムアルドビ(後春新歌により生成)
ロ・キャチャレンテトシと(HMT) ロル・ディチルビドウジン(DMH)
ロハ・デナチルエア・リン(DMH) ロル・デナチルエア・リン(TME)
ロル・デナチルエア・リン(DMH) ロンドチルエア・ルンフェン(TME)
ロル・デナチルエア・アニン(DMH) ロンドチルアエンエタ・一ル(DMHE)
の教養、クロの木の(保養新聞により出来) 水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 E成物質:クロロホルム(塩素処理 3アセトンジカルポン酸 31,3,5-トリヒドロキシベンゼン □1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール)
□アセチルアセトン
□2-アミ/アセトフェ/ン ロ3・アミノビアリモアレイン・ ロ3・アミノアセトフェルン 生成物質:果果酸セルショョ・ ロ臭化物(臭化かりウム等) その他含有物質 () | 1-14 より生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム:) 臭素 () 炭酸 () ニッケル () アンモニア(傾覚 ヨウ素 硝酸 銅ホウ素

http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/main.pdf

また、委託契約書とともに<u>許可証の写し</u>を保管することが義務付けられています。契約期間において許可を受けていることを確認するために、常に最新の許可証の写しを受領・保管してください(保存期間は5年間)。

(2) 処理能力の確認

産業廃棄物の処分を委託する場合は、事前に委託先の処分業者が、適正に 処理できる能力を有するかどうかを確認することに努めてください。

<確認のポイント>

- ① 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要 最低限の事項を実地に確認すること
- ② 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働 状況等、適正処理が行われていることを確認すること

【実地確認チェック事項(例)】

- □ 許可の内容と事業者の実態は一致しているか
- □ 契約書やマニフェストは適切に保管されているか
- □ 委託先の事業者の処理施設の規模や能力は委託内容に比べて十分か
- □ 処理施設や積替保管の場所は清掃が行き届いているか
- □ 受け入れた廃棄物の管理は適切か、過剰に保管されていないか
- □ 処理施設の周辺の環境に配慮をしているか

遵守事項

3. マニフェスト管理 [法第 12 条の3]

産業廃棄物を許可業者に引き渡す際には、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しなければなりません。(マニフェストは、原則として、<u>廃棄物の種類ごとに作成</u>することになっています。)

マニフェストには、紙と電子の2種類があります。紙マニフェストの場合は、複写式7枚綴りで、産業廃棄物とともに旅をし、最終的にこのうち3枚が排出事業者に戻ってくることになっています。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票 XHIBBA III 林太郎 〒000-0000 1822年5 03-20 東京支社 ↑ 環語報号 6Q −0000 − XXXX 東京都 ×× 区 ○× 御 1-1-1 | 100 産業条単物| | 1200 金通(ザ | 1300 約52 機器:5 | 1400 飲まい | 1500 がれき類 成まから、京都: 5台 示正(有書: 5台 示記(有書: 虚業廃棄物の名称 亦談(有書: 本業廃棄物の名称 原数(有書: 本業廃棄物の名称 ノンラ 発パッソコン 石灰石华 荷解化注意 当機記載のとおり 名文は名称 〇〇〇サービス(株) -0000 東陸番号 03-0000-XXXX 口口環境(样) 四五工場 東京都 20市 0×年73-3-3 東京都〇〇区日本町5-6-7 口口 環境 (株) 東京都山山市 O×町 3-3-3 服 B2票 平成合 D 票 平成総 E 票 平成 発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会

また、 ないでそ使る部な業よだ、 ないのでそ使る部な業はないのでの用部分情者ういいで、 産水要場が出るいでの用部のを伝めいます。 いいのの用葉収の、がいの要理るくの用葉収の、がいの要理るく

水銀使用製品産業廃棄物のマニフェスト記入例

蛍光ランプ (ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類) (水銀使

用製品産業廃棄物)/××kg

参考:「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」は、「廃プラスチック類」、「ガラス陶磁器くず」、「汚泥」、「ばいじん」などのような廃棄物の種類(品目)ではなく、各品目の限定条件を表す言葉です。例えると、石綿含有産業廃棄物(非飛散性アスベスト)であるガラス陶磁器くずを、「ガラス陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)」と表示することと同じ扱いです。

東京都「水銀廃棄物の分類」資料より引用

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/on_waste/suigin.files/suigin.pdf

マニフェスト管理の流れ 運搬事業者 排出事業者 中間処理業者 最終処分業者 運搬事業者 2次マニュフェスト交付 引き渡し 完了 A A **B**1 **B**1 C1 C1 BZ / 運搬 完了 **B**2 CZ CZ _ E Ε

マニフェスト(B2票、D票、E票)が戻ってきたら、内容を確認し、A票と照合確認して、A票とともに、法で定められた期間[5年間]保存します。 (電子マニフェストの場合は、5年保存は不要です。)

万が一、マニフェストが返却期限を過ぎても戻ってこない場合は、処理業者に対しての確認・指示・催促等によって処理の状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、所管の都道府県等に報告しなければなりません。

【マニフェストの返却期限】

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	
B2票 D票	交付の日から 90 日以内	交付の日から 60 日以内	
E票	交付の日から 180 日以内		

また、毎年6月30日までに前年度の管理票(マニフェスト)の交付状況を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」に記載し、都道府県知事に報告する必要があります。

(電子マニフェストにより交付した場合は、報告が不要です。)

罰則	廃棄物の不法投棄、不法焼却をした場合 無許可業者への委託を行った場合 措置命令に従わなかった場合	5 年以下の懲役若 しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科
	廃棄物の保管基準が遵守できていない場合 委託基準が遵守できていない場合 改善命令に従わなかった場合	3 年以下の懲役若 しくは 300 万円以 下の罰金又は この併科
	マニフェストの不交付や未記載、虚偽記載をした場合マニフェストの保存義務違反の場合	6 月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

項目名

ばい煙等の発生抑制

設備等

冷温水発生機

空調の熱源設備の一種で冷水や温水をつくり、各フロア・各室へ供給しています。一般的には地階等にある機械室に設置されていますが、小型のものであれば屋上や屋外に設置されているケースもあります。

冷温水発生機(例)

設備概要



★ポイント★

燃料(重油・ガス等)を 燃焼することで「ばい 煙」が排出され、大気を 汚染することになるた め、「大気汚染防止法」 の規制を受けます。

> 左記のフロー チャートを用 いて、適用の有

無を確認してください。

★ばい煙とは、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質(窒素酸化物、カドミウム、鉛など)を示す。

 適用法令
 大気汚染防止法・東京都環境確保条例
 チェック項目

適用判断フローチャート

適用の 有無

注1) 伝熱面積とは、燃焼ガス等が触れる本体の面で、その裏側が水又は 熱媒に触れるものの面積のことです。伝熱面積の把握方法は以下の とおりです。

<伝熱面積の把握方法>

①プレートを確認する。

冷温水発生機に貼付されているプレートに「伝熱面積」が記載されて いるケースがあります。

左記の方法で 伝熱面積を確 認してくださ

伝熱面積

m



②取扱説明書・竣工図面を確認する。 取扱説明書や竣工図面(設備図面)に「伝熱面積」が記載されています。

- ③メーカーに問い合わせる。
 - ①②で分からない場合は、メーカーに問い合わせてください。

- 注2) バーナーの燃料の燃焼能力の重油換算方法は以下のとおりです。
 - 液体燃料の場合(例:重油) 重油換算量 (ℓ /h) = 液体燃料の燃料消費量 (ℓ /h)

■ 気体燃料の場合(例:都市ガス)

左記の方法で 燃料燃焼能力 を算出してく ださい。

燃料の種類

重油換算量(ℓ/h) = 気体燃料の燃料消費量(m³/h)×0.625

燃料燃焼能力 (重油換算)

 ℓ/h

- <燃料消費量の把握方法> 伝熱面積の把握方法と同様です。
- 1. 都道府県知事への事前届出(設置届、変更届)[法第5条・7条]

冷温水発生機を設置(変更)する場合は、工事着手の60日前までに「ば い煙発生施設設置(変更)届出書」を都道府県知事に提出してください。

設置(変更)届 書の提出日を 確認してくだ さい。

__年__月__日

2. ばい煙の測定及び記録の保管 [法第14条]

冷温水発生機から排出される<u>ばい煙を定期的に測定する</u>必要があります。 通常は専門業者に測定を委託しており、測定頻度は以下のとおりです。また、 測定記録を<u>都道府県知事等へ報告する義務はありませんが、3年間保管する</u> 必要があります。

左記の表より 測定頻度を確認してください。 測定頻度

____以上

遵守事項

測定物質		条件	測定頻度(回数)
硫黄酸化物 の量		硫黄酸化物の量 10㎡√h以上	2ヶ月に1回以上
ばいじん	ガスを専焼させる場合		5年に1回以上
の濃度	上記以外	排出ガス量:4万 m³√ h 以上	2ヶ月に1回以上
		排出ガス量:4万 m³½/ h 未満	年2回以上
窒素酸化物		排出ガス量:4万 m³ _N / h 以上	2ヶ月に1回以上
の濃度		排出ガス量:4万㎡½/h未満	年2回以上

3. 排出基準の遵守 [法第3条・12条]

委託業者からの測定結果報告書を見て、<u>排出基準が適切か、測定結果が排</u>出基準を超えていないか確認する必要があります。

(1) ばいじん

	規模	一般排出基準		特別排出基準
	が決	(g/m^3_N)		(g/m^3_N)
燃焼形式	排出ガス量	S46.6.23	S46.6.24 から	S57.6.1 以降
	(万 m ³ N/h)	以前に設置又は	S57.5.31 まで	に着工した施
	וויאן ווו כל)	着工した施設	に着工した施設	設
 ガス専焼	4 以上	0.05		0.03
刀入寺成	4 未満	0.10		0.05
	20 以上	<u>0.05</u>	0.05	0.04
液体専焼	4~20	<u>0.15</u>	<u>0.05</u>	0.05
(重油、灯油等)	1~4	0.25	<u>0.20</u>	0.15
	1 未満	0.30	0.20	0.15

注1) 伝熱面積が 10 平方メートル未満の場合は、排出基準が異なる場合や適用されない場合があります。

注2) アンダーラインは東京都環境確保条例による上乗せ基準です。

(2) 硫黄酸化物

次の式により算出した硫黄酸化物の量

左記の表によりばいじんの排出基準値を確認してください。 <基準値〉 ばいじん

 g/m^3_N

 $a(m^3N/h) = K \times 10^{-3} \times He^2$

注1) Kは地域ごとに定められた値(K=1.17~17.5)

注2) He とは有効煙突高さ(単位:メートル)

(3) 窒素酸化物

【法律】

規模 排出基準値 (ppm) S48.8. S50.12. S52.6. S52.9. S58.9. 焼 S48.8 S62.4 10~ 10~ 18~ 10~ 10~ 排出ガス量 形 .1 以降 .9 以前 S62.3. (万 m³N/h) S50.1 S52.6.1 S52.9. S58.9. に設置 に設置 式 2.9 7 9 9 31 50 以上 130 100 60 ガ 10~50 130 100 ス 4~10 130 100 専 1~4 150 130 焼 150 1 未満 液 |50 以上 150 130 180 4~50 190 180 150 体 单 1~4 150 230 焼 250 1 未満 180

注)伝熱面積が 10 平方メートル未満の場合は、排出基準が異なる場合や適用されない場合があります。

【環境確保条例】

使用燃料	規模の区分	適用日	排出基準 (ppm)
	燃料の燃焼能力が	H3.3.14 までに設置	80
ガス	重油換算 100ℓ/時以上	H3.3.15 以降に設置	45
カス	燃料の燃焼能力が	H3.3.14 までに設置	85
	重油換算 100ℓ/時未満	H3.3.15 以降に設置	45
		H3.3.14 までに設置	90
液体	燃料の燃焼能力が 重油換算 100ℓ/時以上	H3.3.15~H13.3.31 に 設置	65
		H13.4.1 以降に設置	50
	燃料の燃焼能力が	H3.3.14 までに設置	100
	重油換算 100ℓ/時未満	H3.3.15 以降に設置	65

 m^3N/h

左記及び次頁の表により窒素酸化物の排出基準値を確認してください。

<基準値> 窒素酸化物

____ppm

		1
	ばい煙発生施設等の設置の届出や構造等の変更の届出を怠ったり、虚偽の	3月以下の懲役又は30万
	届出をした場合	円以下の罰金
		6月以下の懲
罰則	 排出基準に適合しないばい煙を排出した場合	役又は 50 万
ロッパン		円以下の罰金
		30 万円以下
	ない性量子の別だ情味の記録を思うため、歴傷の記録をしため、文は記録 を保存しなかった場合	の罰金
	[ばい煙]	0)81377
	いる	
	※冷温水発生機は、ばい煙発生施設に分類される。	
	[ばいじん]	
	…すすや燃えかすの固体粒子状物質のこと(煤塵)。	
	燃焼以外から発生する固体粒子は、法的には「粉じん」として区別する。	
	降下ばいじんは 10 µ m 程度かあるいはそれ以上で、比較的粒子が大き	
	ίλ _°	
	参考) 粒径が 10 μm 以下のものは、『浮遊粒子状物質』といい、呼	
	吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼすと考えられている。 	
	年平均 100mg/m3 になると呼吸器への影響、全死亡率の上昇などが	
	みられることなどが知られている。 	
	[伝熱面積]	
88/± CD==	…燃焼ガス等が触れる本体の表面積。その裏側が水又は熱媒体に触れるも	
関連用語	のの面積のこと。	
	 [燃焼能力]	
	「MMRRD」 ・・・・ばい煙発生施設で使用する燃料ごとに定められている。	
	燃焼するガスや固形燃料の場合、一時間当たりの燃料消費量を重油換算	
	したもの。	
	<i>O12</i> 305.	
	[竣工図面]	
	…工事中に発生した設計変更などをもとに設計図を修正し、実際に竣工し	
	た建物を正確に表した図面のこと。	
	 [専焼]	
	…ボイラーなどで,特定の燃料のみを使用すること。	
	 [排出ガス量(m ³ N/h)]	
	L排出刀ス重(m N/n) 	
	「呵问当にりのしし、「以近の状態(惊华状態)の万人排山重	

[硫黄酸化物]

…硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄(SO)、三酸化二硫黄(S_2O_3)、二酸化硫黄(SO_2)、三酸化硫黄(SO_3)、七酸化二硫黄(S_2O_7)、四酸化硫黄(SO_4) などがある。一般的に SO_1 という。

[窒素酸化物]

…窒素の酸化物の総称。一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化二窒素(N₂O)、三酸化二窒素(N₂O₃)、五酸化二窒素(N₂O₅)などが含まれる。一般的に NOx(ノックス)という。

[有効煙突高]

…実際の煙突の排出口の高さではなく補正された排出口の高さのことで、排煙が大気中を上昇し、最終的に到達する煙軸の高さ。排煙は、煙突から出た後も上昇し、周辺の空気と混ざることで上昇力を弱め、最高到達高度に達する。この最高到達高度のことをいう。

項日名

騒音の管理

設備等

冷却塔·空調機(AHU)· 送風機

冷却塔

冷温水発生機は、空調の熱源設備の一種で冷水や温水をつくり、各フロア・ 各室へ供給しています。冷水をつくる際に必要となるのが「冷却塔」です。

冷却塔(例)_



冷却塔には、送風機が内蔵されており、送風機のファンが回転することで騒音が発生するため「騒音規制法」の規制を受けます。

ください。



空調機(エアハンドリングユニット(AHU))

設備概要

冷温水発生機から送られてくる冷水や温水を熱交換して冷風や温風をつくる設備です。つくられた冷風や温風は専用のダクトで各室に送られます。

空調機(例)



下さい。

★ポイント★

空気を送り出す際に送風機(ファン)が回転することで騒音が発生するため、「騒音規制法」の規制を受けます。

送風機

送風機とは、気体を吸込み、吸込んだ気体の圧力を上昇させて、吐出し口から吐出す装置のことで、建物内の空気の換気等に用いられます。

送風機(例)



★ポイント★

送風機のファンが回 転することで騒音が 発生するため「騒音 規制法」の適用を受 けます。 左記の概要を 参考に、以下の 有無をチさい りの場合で がに が に さい。

左記のフロー

チャートを用いて、適用の有無を確認して

ください。

適用法令 騒音規制法 チェック項目

適用判断フローチャート

適用の 有無

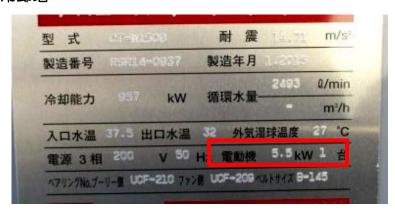
> 注1) 定格出力とは、原動機などの機器類が、指定された条件下で安全に 達成できる最大の出力のことです。

<定格出力の把握方法>

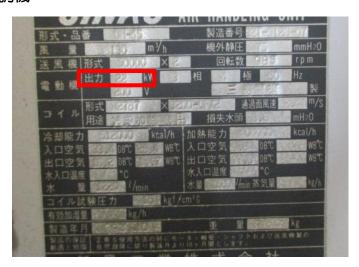
①プレートを確認する。

冷却塔・空調機・送風機に貼付されているプレートに「定格出力」が 記載されているケースがあります。

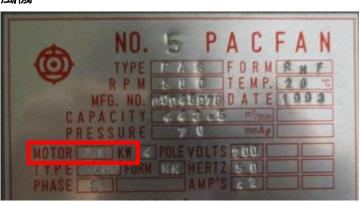
冷却塔



空調機



送風機



左記の方法で 定格電力を確 認してくださ い。

定格出力 kW

次ページの表から指定地域内か確認してください。

口指定地域内

口指定地域外

	②取扱説明書・竣工図面を確認する。 取扱説明書や竣工図面(設備図面)に「定格出力」が記載されています。 ③メーカーに問い合わせる。 ①②で分からない場合は、メーカーに問い合わせてください。 注2)指定地域は以下のとおりです。				
		第1種区域 第2種区域 第3種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第1種住居地域 第1特別地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域		
遵守事項	冷去施設認	『塔を設置(又に	前届出(設置届、変更届)[法第6条・8条] は変更)する場合は、 <u>工事着手の30日前まで</u> には「特定施設の種類ごとの数変更届出書」)を市場		設置 (変更) 届 書の提出日を 確認してくだ さい。 年_月_日

2. 騒音の規制基準の遵守 [法第5条] 特定工場等に係る規制基準を遵守してください。 左記の表から 該当する規制 値を確認して 【騒音規制法の特定工場等に係る規制基準】 ください。 (法第4条、第5条、昭和44年2月20日都告示第157号) 単位: デシベル 敷地の境界における音量。 区 域 の 区 分。 時間の区分。 あてはめ地域。 6時 朝 8 昼間 19 タ 23 夜間 第 1種低層住居専用地域↓ 第 2 種低層住居専用地域₊ 40. 45.. 40.. 40. AA 地域(清瀬市松山 3丁目、竹 丘 1丁目及び3丁目の一部)。 第 1 種中高層住居専用地域 🕸 (第 1種区域を除く。) ↓ 遵守事項 第 2種中高層住居専用地域 ↓ (第 1種区域を除く) ↓ 第2種区域 第1種住居地域↓ 45.1 50.1 45.1 45.. 第 2 種住居地域 ↓ 準住居地域↓ ※ 第1特別地域↓ 20時。 用途地域の定めのない地域。 近隣商業地域。 第 3 種区域 ・ 55.1 60.. 55.1 50.1 準工業地域↓ ※ 第2特別地域。 第 4 種区域 工業地域。 60.1 70.. 60.1 55 . ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校(含む幼稚園)、 保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲 おおむね 50mの区域内 (第1特別区域、第2特別区域及び第3特別区域を除く) における当 該基準は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。 5 万円以下の 設置届を提出しなかった場合 罰金 罰則 10 万円以下 変更届を提出しなかった場合 の過料 [定格出力] 関連用語 …原動機などの機器類が、指定された条件下で安全に達成できる最大の出 力のこと。

項日名

家電の処分

設備等

エアコン・テレビ・冷蔵庫・ 冷凍庫・洗濯機・乾燥機

家電リサイクル法は、家庭用として製造・販売されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・乾燥機の4品目が対象です。

専ら業務用として製造・販売されたものを家庭用として使用していても対象外となります。 逆に、家庭用を業務用として使用していた場合は対象となります。

エアコン

家電リサイクル法の対象品



概要

テレビ

家電リサイクル法の対象となるのは、ブラウン管式テレビ及び液晶・プラズマ式テレビと その付属品(リモコン等)です。

家電リサイクル法の対象品



冷蔵庫•冷凍庫

家電リサイクル法の対象品



洗濯機•乾燥機

家電リサイクル法の対象となるのは、洗濯乾燥機、全自動洗濯機、2 槽式洗濯機、衣類乾燥機です。衣類乾燥機能付き布団乾燥機等及び業務用洗濯機・衣類乾燥機は対象になりません。

対 対象外 洗濯乾燥機 衣類乾燥機能 衣類乾燥機能 付き布団乾燥機 付きハンガー掛け 衣類乾燥機能付き換気扇 衣類乾燥機能付き除湿器 2槽式洗濯機 全自動洗濯機 ・衣類乾燥機能付きハンガ 衣類乾燥機 電気衣類乾燥機(ドラム式) 業務用洗濯機·衣類乾燥機 ※ ガス衣類乾燥機 上記以外の付属品の取扱い ①取扱説明書等の印刷物 ①商品同梱の付属品(洗濯カゴ等) ②コインランドリー等で使用のコインボックス 内蔵型洗濯機・衣類乾燥機 ②外付のコインボックスを取り外した洗濯機・ ③脱水機 ④衣類乾燥機置き台

家電リサイクル法の対象品

※家電リサイクル法では、対象機器は家庭用として製造・販売されて、通常、家庭で使用されているものです。専ら業務用として製造・販売されているものを家庭用として使用していても対象外となります。逆に、家庭用機器を業務用として使用していた場合は対象となります。

出典:(一財) 家電製品協会 家電リサイクル券センターHP

適用法令	家電リサイクル法	
	1. 小売業者(家電販売業者)等への引き渡し[法第6条] 該当する設備機器を廃棄する場合は、小売業者(家電販売業者)等に引き 渡してください。その際に、家電リサイクル券の写しを受け取ってください。	
	2. リサイクル料金の支払い [法第6条] 該当する設備機器を小売業者に引き渡す際は、リサイクル料金を支払って ください。リサイクル料金は、メーカー・品目ごとに設定されています。	
遵守事項	くリサイクル料金一覧> ((一財) 家電製品協会家電リサイクル券センター) http://www.rkc.aeha.or.jp/consumer/recycle_price.html	
	なお、廃棄する設備機器の運搬も依頼する場合は、その料金も支払ってく ださい。運搬料金は、小売業者(家電販売業者)が設定します。	
罰則	小売業者等に引き渡さず、不法投棄をした場合 ※不法投棄をした場合は、廃棄物処理法に基づき罰せられます。	5 年以下の懲役若しくは、1 千万円以下の罰金又は併科

項目名	排水の適正処理	設備等
块口口	がいり旭正光は土	下水道

	排水設備には、地下排水槽(ビルピット)及び排水ポンプがあります。各階	雪・各室から排出			
	される汚れた水を一時的に地下排水槽に溜め、排水ポンプでくみあげて、私	1設及び公共ます			
設備概要	を通して下水道管に流しています。公共水域の水質保全と下水道施設の保	護のため、「下水			
	 道法」の適用を受けます。				
	 下水道法	イー…力項ロ			
迎用还巾		チェック項目			
	適用判断フローチャート				
		左記のフローチ			
	(下水道に接続している)	ヤートを用い			
		て、適用の有無			
		を確認してくだ			
	NO 下水排除基 NO 特定施設*1がある ***2をおかります。	さい。			
	特定他設***/かめる	 ありの場合は次			
	VEC	項の「遵守事項」			
	YES YES	に進んでくださ			
	V V	<i>(</i>).			
適用の	(法律の適用あり) (条例の適用あり) (適用なし)				
有無	MATORIAN STATE OF THE STATE OF				
	※1「特定施設」…排水の水質規制が必要な施設として指定された施設				
	下水道法における特定施設(一部抜粋)				
	施設区分名称				
	水質汚濁防止法に規 し尿処理施設(処理対象人員が 500 人以下のし尿 定する特定施設 浄化槽を除く。)				
	洗浄施設				
	一般廃棄物処理施設				
	下水道終末処理施設 など ダイオキシン類対策 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設				
	特別措置法に規定す (廃ガス洗浄施設・湿式集陣じん施設)				
	る水質基準対象施設 下水道終末処理施設 など				
	※2「下水排除基準」…下水から排出することができる水質基準				

下水排除基準(環境項目)

項 目		許容限度
生物化学的酸素要求量(BOD)		600mg/L未満
浮遊物質量(SS)		600mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5mg/L以下
ブルマルベキリン抽山物員	動植物油	30mg/L以下
窒素		120mg/L未満
燐		16mg/L未満
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満
温度		45℃未満
沃素消費量		220mg/L未満
銅		3mg/L以下
亜鉛		2mg/L以下
フェノール類		5mg/L以下
鉄(溶解性)		10mg/L以下
マンガン(溶解性)		10mg/L以下

※排水量 50 ㎡以上、50 ㎡以下は同値 フェノール類、鉄(溶解性)、マンガン(溶解性)は、50 ㎡以下で許容限度な し

下水排除基準(有害物質項目)

項目		許容限度
カドミウム		0.1mg/L以下
シアン		1mg/L以下
有機燐		1mg/L以下
鉛		0.1mg/L以下
六価クロム		0.5mg/L以下
砒素		0.1mg/L以下
総水銀		0.005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下
トリクロロエチレン		0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下
ジクロロメタン		0.2mg/L以下
四塩化炭素		0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下
チウラム		0.06mg/L以下
シマジン		0.03mg/L以下
チオベンカルブ		0.2mg/L以下
ベンゼン		0.1mg/L以下
セレン		0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	河川が放流先	10mg/L以下
100 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	海域が放流先	230mg/L以下
ふつ素及びその化合物	河川が放流先	8mg/L以下
	海域が放流先	15mg/L以下
1,4-ジオキサン		0.5mg/L以下

1. 使用開始等の届出 [法第 12 条 1・3・4]

公共下水道を使用する場合は、「公共下水道使用開始届」を公共下水道管理者に提出してください。届出に係る下水の量、及び水質に変更があるときも同様です。

使用開始(変更) 届出書の提出日 を確認してくだ さい。

__年__月__日

2. 特定施設の設置(構造等の変更)の届出[法第11条2]

特定施設を設置する場合は、設置工事着工予定日の 60 日前まで「特定施設設置届出書」を公共下水道管理者に提出してください。

設置(変更)届 出書の提出日を 確認してくださ い。

また、特定施設の構造、使用法、汚水処理の方法、下水の量、及び水質を変更する場合は、特定施設の構造等変更工事着工予定日の 60 日前までに「特定施設の構造等変更届出書」を公共下水道管理者に提出してください。

__年__月__日

3. 除害施設の設置 [法第12条1・11]

以下の水質基準を超える下水を排出する場合は、<u>除害施設(油水分離槽、</u> 沈殿槽、pH 調整槽など)を設置する必要があります。

遵守事項

除害施設の設置を必要とする水質基準(環境項目一部抜粋)

項目		許容限度
生物化学的酸素要求量(BOD)		600mg/L未満
浮遊物質量(SS)		600mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5mg/L以下
プルマルペキリン抽山初貝	動植物油	30mg/L以下
窒素		120mg/L未満
燐		16mg/L未満
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満
温度		45℃未満
沃素消費量		220mg/L未満

※排水量 50 ㎡以上の水濁法における特定施設の場合

東京都条例で定める除害排水基準値を確認してください。 東京都 URL: (http://www.gesui.metro.tokyo.jp/contractor/regulation/information/3kijyun/)

除害施設の設置を必要とする水質基準(有害物質項目一部抜粋)

項目		許容限度
カドミウム		0.1mg/L以下
シアン		1mg/L以下
有機燐		1mg/L以下
鉛		0.1mg/L以下
六価クロム		0.5mg/L以下
砒素		0.1mg/L以下
総水銀		0.005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下
トリクロロエチレン		0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下
ジクロロメタン		0.2mg/L以下
四塩化炭素		0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下
チウラム		0.06mg/L以下
シマジン		0.03mg/L以下
チオベンカルブ		0.2mg/L以下
ベンゼン		0.1mg/L以下
セレン		0.1mg/L以下
 ほう素及びその化合物	河川等放流先	10mg/L以下
167条及0. 607旧日初	海域等放流先	230mg/L以下
ふつ素及びその化合物	河川等放流先	8mg/L以下
ふっ赤及いてのに口初	海域等放流先	15mg/L以下
1,4-ジオキサン		0.5mg/L以下

※排水量 50 ㎡以上の水濁法における特定施設の場合

4. 水質管理責任者の届出 [法第 12 条 1・3・4]

特定施設及び除害施設を設置している場合は、水質管理責任者を選任し、 下水道管理者に届出を提出してください。

5. 水質の測定及び記録の保管 [法第12条12、第13条]

特定施設から排出される下水の水質を定期的に測定する必要があります。通常は専門業者に測定を委託しており、測定頻度は以下のとおりです。 また、測定記録を<u>都道府県知事等へ報告する義務はありませんが、5年間</u>保管する必要があります。

水質の測定回数

水質の項目	測定の回数
生物化学的酸素要求量(BOD)	14 日を超えない排水の期間ごとに1 回以上
温度 水素イオン濃度(pH)	排水の期間中1 日1 回以上
ダイオキシン類	1 年を超えない排水の期間ごとに1 回以上
その他測定項目	7 日を超えない排水の期間ごとに1 回以上

	6. 下水排除基準の遵守 [法第8条]				
	委託業者からの測定結果報告書を見て、 <u>済</u> ていないか確認する必要があります。	<u>則定結果が下水排除基準を超え</u>	-		
	下水の主な排出基準(一部抜粋)				
	項目	許容限度	下水排除基準の詳細は以下の		
	カドミウム及びその化合物	0. 1mg/ℓ	URLにアクセ		
	シアン化合物	1 mg∕0			
	有機燐化合物	1 mg/ℓ	スしてくださ		
	鉛及びその化合物	0. 1 mg/ℓ	√ 1₀		
	六価クロム化合物 砒素及びその化合物	0.5 mg/0 0.1 mg/0	東京都 URL:		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0. 1 mg/ l	(http://ww		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと			
	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	0. 003mg∕ℓ	w.gesui.metro		
	トリクロロエチレン	0. 3mg/l	.tokyo.jp/cont		
	テトラクロロエチレン	O. 1 mg/0	ractor/regula		
	ジクロロメタン 四塩化炭素	0. 2 mg/0 0. 02 mg/0			
	四塩代灰茶 1,2-ジクロロエタン	0. 02 mg/ t 0. 04 mg/ t	tion/informati		
	1,1-ジクロロエチレン	0. 2 mg/l	on/3kijyun/)		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/0			
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg ∕ ℓ			
	健康被害または生活環境に被害を生じる。 む下水が下水道に流入する事故が発生したはとともに、速やかに応急措置の概要を下水	場合、直ちに応急措置を講じる			
	さい。				
	公共下水道、流域下水道、都市下水路の損壊 えた場合	懐など、施設の機能に障害を与	- ケリエの物の		
	公共下水道、流域下水道、都市下水路等の旅 害した場合	西設の操作及び下水の排除を妨	又は 100 万円 以下の罰金 2年以下の懲役		
罰則			2年以下の懲役 又は 50 万円		

	特定施設等の設置の届出や構造等の変更の届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役 又は 20 万円以 下の罰金
	特定施設の使用の開始の届出、若しくは特定施設から汚水を排除し、公共下水道に排水する等の設置の届出や構造等の変更の規定の届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、特定施設から排水される水質の測定記録をせず、虚偽の記録をした場合、排水設備等の検査を拒み、妨げ、忌避した場合、環境大臣又は都道府県知事に終末処理場の維持管理に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	20 万円以下の 罰金
	特定施設の使用者氏名の変更及び譲渡に伴う手続の際、規定の届出をせず又は虚偽の報告をした場合	10 万円以下の 罰金
関連用語	[除害施設] …油水分離槽、グリーストラップ、沈殿槽、pH 調整槽、凝集沈殿槽など、 汚れた排水を一時的に貯留し、基準値以下まで水質を調整する装置。	

項目名

自動車・駐車場の管理

設備等

自動車・駐車場

自動車リサイクル法の対象となるクルマは、以下に挙げるものを除く基本的にすべてのクルマ(トラック・バスなどの大型車、特種自動車(いわゆる8ナンバー車)も含む)となっています。

概要

<対象外となるクルマ>

- ・被けん引車
- 二輪車(原動機付自転車、側車付きのものも含む)
- 大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・ その他農業機械、林業機械、スノーモービル等

適用法令 自動車リサイクル法

チェック項目

1. リサイクル料金の支払い [法第5条]

自動車の購入時にはリサイクル料金を支払い、預託証明書(リサイクル券)を受け取ってください。預託証明書は、廃車時に必要となるため、車検証とともに保管してください。

預託証明書(リサイクル券)

遵守事項



2. 引取業者への引渡し [法第5条]

自動車を廃棄する時は、知事の登録を受けた引取業者に引き渡し、「使用済自動車引取証明書」を受け取ってください。

使用済自動車引取証明書



罰則

なし

適用法令	東京都環境確保条例	チェック項目
遵守事項	東京都環境確保条例 1. 指定作業場の設置・変更の届出 [条例第89条、第90条] 自動車等の収容能力が20台以上の駐車場(指定作業場)を設置する場合は、次の事項を事前(設置する30日前まで)に知事に届け出てください。 ①氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)②指定作業場の名称及び所在地 ③指定作業場の種類及び作業の方法 ④建物又は施設の構造又は配置 ⑤公書防止の方法 ⑥自動車の出入口が接する道路の幅員 ⑦その他、知事が必要と認める事項 上記①②を変更した時は、変更した日から30日以内に、③④⑤を変更するときは、変更工事に着手する30日前までに知事に変更届を提出してください。 2. 規制基準の遵守 [条例第68条] 騒音等の規制基準を遵守してください。 3. アイドリングストップの周知 [条例第54条]	チェック項目
	アイドリングストップの看板の設置等により、駐車場の利用者に周知して ください。	5 50050
罰則	設置届を提出しなかった場合	5 万円以下の 罰金

省エネ運転マニュアル

項目名

省エネルギーの推進

設備等

照明、空調

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、年間 1,500kL 以上のエネルギーを使用している事業所(特定事業者)にエネルギー使用量の定期報告を義務付けています。また、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)においてもエネルギー使用量等を報告する「地球温暖化対策報告書制度」を設けています。

概要

新宿区も、一事業者としてこれらの基準に該当するため、毎年、各課・各施設の年間のエネル ギー使用量を取りまとめて都と国に報告しています。

また、中長期的に「年平均1%以上エネルギー使用量を削減すること」や、「エネルギー使用 設備ごとに管理標準(省エネマニュアル)を整備すること」なども省エネ法で義務付けられて おり、区においても各課・各施設での省エネ活動が一層、重要となっています。

適用法令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)

1. 平成29年度の区のエネルギー削減目標達成状況

項目	電気	ガス	水	ガソリン	用紙	ごみ
達成状況	0	X	0	×	×	×

電気使用量、水使用量については、前年度実績値より1%削減することができましたが、今後 しも継続してエネルギー使用量を削減していくためには、使用時の工夫だけでなく、エネルギー使用 用設備の適切な保守や管理も必要となってきます。

2. 管理標準(省エネマニュアル)について

区は、省エネ法により、エネルギーの使用の合理化と、電気の需要が一定の時間帯に集中しないよう工夫を講ずるよう努めることになっています。

各課・各施設では、国の定める「判断基準」

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/handankijyun30.pdf) に基づき、エネルギー使用設備ごとに、運転管理や計測・記録、保守・点検などのうち、該当するものを含めた「管理標準」(省エネマニュアル)を作成し、エネルギーの使用の合理化に努めてください。

(今年度は、照明及び空調設備の管理標準のひな型を整備しました。)

<対象となるエネルギー使用設備>

- •空気調和設備、換気設備
- ・ボイラー設備、給湯設備
- 照明設備、昇降機、動力設備
- 受変電設備、BEMS
- ・発電専用設備及びコージェネレーション設備
- 事務用機器、民生用機器
- ・業務用機器 など

判断基準と管理標準

- 判断基準
- エネルギーの使用の合理化の適正かつ有効な実施を図るための計画に関し、判断の基準となる具体的な事項を国が定めたもの。
- ・判断基準では管理標準(省エネマニュアル)の作成や、エネルギーの使用の合理 化に取り組むことが規定されている。。
- ・特定事業者である新宿区は、毎年7月に国に提出する定期報告書で、判断基準の 遵守状況(省エネ活動の取組状況や、年平均1%以上削減の目標達成状況など) を報告することが求められている。

管理標準

- ・運転管理、計測・記録、保守・点検に関する管理マニュアルのこと。
- 事業者は判断基準に規定されている事項を管理標準として記載することが必要。
- ・管理標準を定め判断基準を遵守することは、エネルギーを使用し事業を行うすべてのものに対して求められている。

モデル管理標準(イメージ)

Н	該当	管理内容	基準値	参照文書等
Γ		明るすぎ、暗すぎにならないよう調整し、適切な環境を確保すること。 (必要に応じて間引き設定を行う。)		新宿区環境マネジメント活動 の手引き(第2版)
		開庁時間まで可能な限り消灯しておく。	-	-
運転管理		昼休みは窓口など必要箇所を除き消灯する。		-
		残業時は、不要な照明を消灯する。また、退庁時の消し 忘れをなくす。		-
		日頃から、不要な照明は消灯する。		
計測記録		照度を測定・記録し、過剰な照明がないか点検する。	O@/OH	-
保守		適正な明るさを維持するために、ランプ等の照明器具は定期的に清掃する。	O回/O年	-
点検		不点灯・点滅・暗すぎるランプは交換する。	○回/○年	-

3. エネルギー使用量の定期報告について

区では、新宿区環境マネジメントを活用して省エネルギーを推進するとともに、効率的に都や国にエネルギー使用量を定期報告するため、各課・施設へ以下の報告をお願いしています。

報告に誤りがある場合、再報告していただきますのでご注意ください。

提出をお願いする報告書

- ① 環境マネジメント活動報告書(新宿区環境マネジメント)
- ② 電気需要平準化時間帯電気使用量報告表(省エネ法)
- ③ 地球温暖化対策報告書(東京都環境確保条例)

報告する数値について

区では、各課・各施設の年間のエネルギー使用量から CO2 排出量を計算し、国や都に報告するとともに、区民へも公開しています。

ほとんどの課・施設は、地球温暖化対策報告書と環境マネジメント活動報告書で報告するエネルギー使用量は同じになりますので、二つの報告書の数値を必ず確認してください。

(建物所管部署用)

地球温暖化対策報告書

| NOTICE | | NO

★ポイント

どちらも建物にかかる年間のエネルギー使用量を入力する 部分です。

地球温暖化対策報告書は月毎に入力すると年間値が自動計算されます。最初に地球温暖化対策報告書を作成し、年間値を確定してからマネジメント活動報告書に入力することで、 誤入力を防ぐことができます。

※都や民間の建物に入居している施設や教育部局の施設については、入力する数値が変わる場合があります。詳細は報告依頼時の文書で確認をお願いします。

環境マネジメント活動報告書

6、自動車銀料使用量、ごみ排出量実績
19. (日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本
第
対することを表現しています。
□ であり 下も、
STATE AND ADDRESS OF THE PROPERTY OF THE PROPE
対象 日本
2 事業のアルリセの自然を担いて、作用別した 2 11年最近のなる場合では、 4 14年最初度を対しているのでありません。 4 2 5 6 6 8 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8
3 0年9年8月1日 (1000年8月1日 日本
4 広 ・ 自動學規料使用量、ごか誘治量実績
5 自動車部料使用量、ごみ接出量高機
6、自動車銀料使用量、ごみ排出量実績
6、自動車銀料使用量、ごみ接出量実績
項目 開放 26 20 新 数 2,007,000 1,727,000
ガソリン(自動車) 4 0 0
教徒(自動車) 4 0 0
可能ごみ Ng 64,760 58,126
不然ころ 34 34,330 37,666
備者 可能ごみ及び不能ごみ以後物で体の特別者、新食用量は人材育成批当課分も含む。
With The Property of the Management of the Manag
評価 いずれの項目も使用量が減少しているので、引き続き裏菜の使用等により使用量を減
18 G 20 20 20 20
項目 単位 28 20 電影 bath 2.397,364 2.567,324
上水道 M 11,200 21,000 A電路 S 100 112
AES 1 200 112 Man 4 0 0
備者 全工簿物全体の終出量。
野傷 電気・ガス・水池の使用量に関して、昨年後よりも上記も次代となっている。無利や機を 参考や、空間の過去後用などを進める。
打磨 E 0 0 0 個有 企工接收企体の終出量。
野傷 電気・ガス・水道の使用量に関して、貯年度よりも上減る次化となっている。採用や機能 新聞の、内限の途と作品のとなるから、

~省エネ法により国へ報告する義務のある項目は以下のとおりです。~ ガス、水道、電気 冷水、産業用以外の蒸気、軽油等の建物エネルギー使用量 項目名

設備概要

主な対策

照明設備の対策

設備等

照明

<u> 照明1(例)</u>



照明2(例)



1. 適正な照度管理

照度基準に適した明るさを設定してください。

【JIS(日本工業規格)に定められた照度基準】 単位:lx(ルクス)

領域・作業または活動の種類	照度範囲	推奨照度
設計•製図	500~1,000	750
キーボード操作・計算	300~750	500
事務室	500~1,000	750
電子計算機室	300~750	500
集中監視室・制御室	300~750	500
受付	200~500	300
会議室・集会室	300~750	500
宿直室	200~500	300
食堂	200~500	300
書庫	150~300	200
倉庫	75~150	100
更衣室	150~300	200
便所•洗面所	150~300	200
電気室・機械室、電気・機械室などの 配電及び計器盤	150~300	200
階段	100~200	150
廊下・エレベータ	75~150	100
玄関ホール(昼間)	500~1,000	750
玄関ホール(夜間)・玄関(車寄せ)	75~150	100

出典: JIS Z9110:2010 • 2011

(1)照度の測定

照度計を使って、職場の照度を測ってみましょう。業務に必要な照度と 比べて明るい場合は、適正な照度にすることで消費電力量の削減につなが ります。

【照度の測り方】

事務所内・・・床上 80 cmくらい

の位置で計測

机上・・・・・机に置いて計測

通路・・・・床上で計測

机上の場合 (例)





通路の場合(例)



(2) 照度の調整

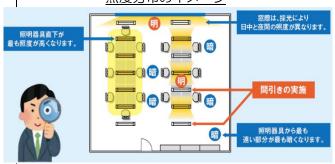
主な対策

不必要な時間帯やエリア、過剰照明を消灯



日中の窓際等、自然光により必要な照度が確保できる場合は消灯すること が可能です。天候や時間帯により照度が変化するため、消灯する条件や時 間帯のルールを設定しましょう。

照度分布のイメージ



照明の間引き(例)



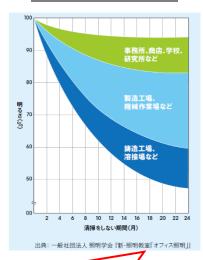
2. 照明器具の清掃

照明器具は定期的に清掃しましょう。

照明器具の清掃(例)



汚れによる明るさの低下



★ポイント

一般的な事務所などでも 1 年以上掃除を怠ると、照度が 1 割近く低下します。

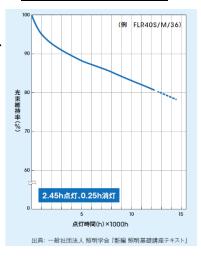
3. 蛍光灯の交換

主な対策

蛍光灯は、点灯時間と共に明るさが低下し、 最終的には2割近く暗くなります。

暗くなってきたと感じたら、断線する前に 交換しましょう。

劣化による明るさの低下



ランプへの記載(例)



★ポイント

1日10時間点灯する場合で、4~5年で交換することになります。

ランプの端に交換年月 日を記入しておくと、交換 の目安になります。 項目名

設備概要

空調設備の対策

設備等

空調

空調1(例)



空調2(例)



1 適正な温度管理

に繋げています。

温度計を設置し、室温を把握することで空調の過剰使用を抑えることができます。 右図では、エアコンのリモコンの近くに、 温度計を設置することで、適正な温度管理

温度計(例)



【新宿区環境マネジメントで推奨する室内温度の目安】

主な対策

夏期	28℃
冬期	19℃

近年、猛暑日が増加しています。 熱中症や脱水症状に注意し、必要に 応じた温度設定を心がけましょう。

★ポイント

冷暖房温度を1℃緩和するだけで、空調機の消費電力を**約 10% 削減**できます。

冷暖房設定温度と負荷 ■ 8月の冷房負荷 MJ/(m·月) 90 | -10.3% 80 -20.7% 70 60 月間 50 負荷 40 30 10 28 設定温度 ■ 2月の暖房負荷 50 MJ/(㎡·月) **49.1**% 月 間 負 荷 20 20 22 20 18 設定温度 (°C)

出典:一般財団法人 省エネルギーセンター 『2018ビル省エネ手帳』より作成

2. 空調の適正利用

(1)運転時間の短縮

始業時

外気温度や室温の状況を見て運転しましょう。可能な場合は、全館一斉に 運転するのではなく、必要最小限のエリアのみ運転し、順次起動するように しましょう。

終業時

可能な場合は、終業前 15 分~30 分前に停止しましょう。空調を停止しても、しばらくは冷暖房の効果が残ります。

(2)外気冷房の導入

外気温度が下がる中間期は、 換気運転や送風運転を行うこと により、外気の涼しさで室内を 冷やすことができ、省エネにつ ながります。

区の空調利用期間と温度設定(例)

事務室内設定温度				
12月~3月	19℃	暖房期		
4月~5月		送風のみ		
6月~9月	28℃	冷房期		
10月~11月		送風のみ		

(3)全熱交換器の活用

主な対策

全熱交換器は、冷暖房により調整された室内空気と熱交換した上で外気を 室内に給気するため、室内の冷暖房負荷を低減することができ、省エネにつ ながります。

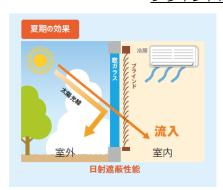
【建築物における衛生的環境の確保に関する法律】

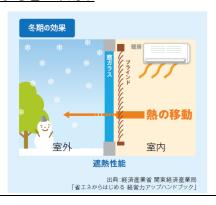
事務所や店舗などの用途に用いる延べ床面積 3,000 ㎡以上の建物は、室内 の CO2 濃度を 1,000ppm 以下で維持管理すること。

(4)ブラインド等の活用

下図のとおり、ブラインドを活用し、熱の流出入を防ぎましょう。

ブラインドによる省エネ効果





(5) 空調フィルター等の清掃



空調室外機(フィンコイル)の清掃(例)

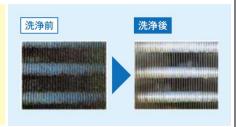
- ①フィンコイルにスケールが付着している場合、室外機用スケール除 去剤をフィンコイルに塗布します。
- ②一定時間放置後、洗浄剤をフィンコイルに噴霧します。
- ③洗浄後、中和・仕上げ剤をフィンコイルに噴霧します。
- ④pH 試験紙でフィンコイルのpH 値が中性になっていることを確認します。
- ⑤フィンコイルが完全に乾燥した後、防汚・防食剤を噴霧します。
- ⑥中和剤を用いて廃液処理を行います。

主な対策

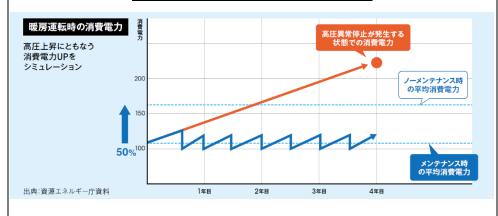
⑦試運転・点検を行い、異常がなければ洗浄完了です。

エアコンアルミフィンの清掃例

- ■保守点検委託等の活用により、空調フィルターの清掃を 実施しましょう。室外機についても、専門業者に委託して、 2~3年に1回程度の点検とアルミフィン洗浄をお奨めします。
- ■自社で行う場合は、チェックリストに担当者名、掃除実施日などを記入することをお奨めします。例えば、原則毎月1~2回の掃除とし、目詰まり状態を見て、掃除頻度を決めるとよいでしょう。清掃の際は電飾や基盤の部分に水がかからないようにするなど、必ず注意点を確認して行ってください。



ノーメンテナンスによる消費電力の増加



63

「照明設備」省エネ運転マニュアル(管理標準)

対象	施設	
制	剂	2018年●月●日

	該当	管理内容	基準値・目安等	参照文書等
		明るすぎ、暗すぎにならないよう調整し、適切な環境を確保すること。 (必要に応じて間引き設定を行う。)	【例】300~750lx	環境法令ハンドブック
		開庁時間まで可能な限り消灯しておく。	-	-
運転管理		昼休みは窓口など必要箇所を除き消灯する。		-
		残業時は、不要な照明を消灯する。また、退庁時 の消し忘れをなくす。		-
		日頃から、不要な照明は消灯する。		-
計測記録		照度を測定・記録し、過剰な照明がないか点検する。	【例】1回/6か月	施設の状況に応じて
保守点検		適正な明るさを維持するために、ランプ等の照明 器具は定期的に清掃する。	【例】1回/1年	施設の状況に応じて
		不点灯・点滅・暗すぎるランプは交換する。		施設の状況に応じて

判断基準:平成30年3月30日経済産業省告示第59号(一部改正))に準拠

「冷暖房空調設備」省エネ運転マニュアル(管理標準)

施設名	
作成日	2018年●月●日

1	該当	管理内容	基準値・目安等	参照文書等
		空調機を使うときは、適切な室温になるように温度 設定を行う。	夏期:室温28℃を目安とする 冬期:室温19℃を目安とする	環境マネジメント活動の 手引き
		春や秋など冷暖房を使用しない期間は、換気や送 風等、外気を取り入れて適切な室温になるよう調 整する。	-	-
	□ ※外気取り 入れ機能が ある場合	外気取入れ量、換気回数の適正化に努める。		環境法令ハンドブック
運転管理		冷暖房の使用開始直後は、外気導入(換気)を抑制し、なるべく早く適切な室温になるように注意する。		環境法令ハンドブック
		夏期には、ブラインド等により日射を遮り、冬期に は自然採光を積極的に取り入れる。	-	新宿区環境マネジメント 活動の手引き
		クールビズ・ウォームビズを励行し、冷暖房に頼り すぎない職場環境を整備する。	-	新宿区環境マネジメント 活動の手引き
		同一のスペースで複数の冷暖房空調を使用する 場合は、過剰なエネルギー使用にならないように 風向や風量、温度設定などを調整する。	-	-
計測		②外気冷房無効時は、室内CO2濃度を把握し外 気導入を抑制する。	CO2:1,000ppm以下 ※ビル管法で定める空気環境測定 の基準値	
		設定湿度を管理する。 ①夏期:冷房(基準以下は除湿しない) ②冬期:暖房(基準以上は加湿しない)	基準値:40~70%RH 夏 期:70%RH以下 冬 期:40%RH以上 ※ビル管法で定める空気環境測定の基 準値	-
記録		室内温度・湿度を測定・記録する。	適宜	施設の状況に応じて
		室内CO2濃度を測定・記録する。	【例】1回/2か月 建築物環境衛生管理基準	施設の状況に応じて
		フィルターの清掃交換を行う。	【例】1回/2か月	施設の状況に応じて
保守点		加熱、冷却をする伝熱面のばいじん、スケールを 除去する。	適宜	施設の状況に応じて
検		冷媒量の点検を行う。	【例】1回/1年	環境法令ハンドブック
		ファン及びコイルの清掃等を行う。	【例】1回/2年	環境法令ハンドブック

判断基準:平成30年3月30日経済産業省告示第59号(一部改正))に準拠

改訂履歴

改版	策定・改訂	<u> </u>
版数	年 月 日	改訂内容
素案	平成 28 年 12 月 1 日	素案を策定
第1版	平成 29 年 4月1日	第 1 版を策定
第2版	平成30年 4月1日	第 2 版を策定 • リンク等の更新
第2版 時点 修正版)	平成30年 9月1日	第 2 版平成 30 年 9 月修正版を策定 ・水銀使用製品産業廃棄物の処理について追加 ・省エネ運転マニュアルを追加